

NHK放送受信料 学生免除のお手続きについて

以下の免除対象に該当する学生の方は、受信料が免除になります。
学生証に加え免除対象に応じた証明書類をご用意いただき、
お手続きをお願いいたします。



免除対象

証明書類 (学生証に加え以下のいずれかをご用意ください)

保険証に「家族(被扶養者)」の記載がある方 ※1

「国民健康保険」の記載がある方を除く ※2

- ※1 健康保険等の被扶養者となっていて被用者保険の保険証をお持ちの方
- ※2 国民健康保険には被扶養者の認定がないため、国民健康保険組合が発行している保険証で「家族」や「被扶養者」の記載があっても証明書としてご利用いただくことができません。国民健康保険にご加入されている場合は、以下の「年間収入が130万円以下の方」等の対象でお手続きをお願いいたします。

● 被用者保険の保険証



「家族(被扶養者)」と記載されていることをご確認ください

保険証をアップロードする際は、マスキング(※3)をお願いいたします。

国民健康保険の 修学特例対象の方

※保険証に㊦の記載がある方など

● 修学特例対象の方の国民健康保険証



「㊦」が記載されていることをご確認ください

修学特例の対象であっても、一部の自治体や国民健康保険組合が発行している保険証については、券面に㊦が記載されていない場合があります。その場合は、マスキング(※3)した保険証に加え、親元等から住所を移していることが確認できる住民票(※4)の写しをあわせてご提出ください。

年間収入が 130万円以下の方

● 市町村民税非課税(課税)証明書 等

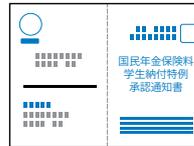


※「市町村民税非課税(課税)証明書」は、住民登録のある自治体の窓口や、マイナンバーカードをお持ちであればコンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機で取得することができます。(一部対応していない自治体もあります。)

※前年に収入が無い場合、市町村民税非課税(課税)証明書の発行にあたり、自治体への手続きが必要な場合があります。

20歳以上で 国民年金保険料の 学生納付特例対象の方

● 学生納付特例の承認通知書 等



奨学金受給対象の方

● 奨学生証 等

授業料免除対象の方

● 授業料免除決定通知 等

親元などが市町村民税非課税の方

● 親元などの住民票+非課税証明書

親元などが公的扶助受給世帯の方

● 親元などの生活保護受給証明書



【注意】マイナンバーカードは証明書としてご利用いただけません
マイナンバーカードでは被扶養者であること等が確認できないため、証明書類としてご利用いただけません。誤ってアップロードしないようご注意ください。

※マイナンバーポータルの利用登録をされている方は、ログインして参照できる「健康保険証情報」の画面キャプチャを証明書類としてご使用いただくことができます。詳しくはホームページ「NHK受信料の窓口」をご確認ください。

※4 マイナンバーの記載がないもの
※3 保険者番号・被保険者記号・番号・二次コードを付箋や画像編集アプリ等で隠してください